

第15号議案

ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項に次の1号を加える。

(22) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

(ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又はふじみ野市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和4年ふじみ野市条例第 号）第10条第1項」を加え、同条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第9条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

本則に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、出産育児に関する休暇及び休業について追加及び変更するため、ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。